



育児休業と育児の社会化



名古屋短期大学名誉教授 上村 喜久子

1965年5月、全電通と電々公社の間で取り交わされた協約によって、「育児休職」の試行が始まった。これは、今日からみれば時代の制約を多く含むものであったが、画期的な試みであり、その後91年に法制化される育児休業制度の原点となった。

この半世紀の間に「育児休業」という言葉は社会に定着し、女性の育休取得者の割合は、2008年には90.6%に達した。育休が「両立支援」に一定の役割を果たしてきたことは確かである。しかしこの割合は、出産後も就業継続した女性（出産した全女性の27%）を分母にしたものであり、4割以上を占める出産退職した女性は除かれている。またこの取得率は、男女ともにこの年をピークに2年連続減少傾向をみせている。11年度全国の雇用均等室に寄せられた育児・介護休業法に関する相談では、育児休業についての不利益取り扱いが最も多いことにも注意を払う必要がある。そしてなおこの制度と無縁な零細企業労働者や派遣労働者があり、非正規雇用化率の上昇という現実がある。

育休をめぐるこうした状況は、この制度が歴史的に抱えてきた矛盾を改めて想起させる。全電通の「育児休職」構想は、将来公的保育が保障されるまでの橋渡しであり、働く親が就労を継続するための選択肢のひとつであった。しかし協議の過程で、高度成長期における既存の女子労働力活用という雇用者側の論理と、身分を保障されつつ「乳幼児期の育児に専念」できることを求める母親の願いの着地点として制度化され、「男女平等の社会」のための女性の就業継続という当

初の観点は後方に追いやられたという。現在も育休取得者が圧倒的に女性である事実は、休業中の所得保障等の問題とからみながら、乳幼児の育児は女性が専ら担うべきとする意識が、労使とも依然としてこの制度の受容を根底で支えていることを示す。性別役割分担意識は、育休制度そのものによっても再生産されているのではないか。

安倍政権は「成長戦略」の一つとして、「育児休業3年」への協力を経済界に求めた。目的は人口減少のなかでの経済成長に資する多様な労働力の確保であり、性別役割分担意識を背景とした乳幼児保育抑制策と表裏をなす。合わせて「限定正社員」や派遣労働の規制緩和が提言されており、これを子育てや介護で職を離れた「女性の活躍の場」としていることにも、その意図が露呈している。「成長戦略」のなかで分断されていく女性に、多様な選択肢の中から働き方を自ら選択したかに思わせていく現状に、私は危機感を覚える。

「育児休職」の制度化をめぐる論点のひとつは、保育所保育との関係、乳幼児期における育児の社会化の問題であった。いま改めてこの論点が、半世紀以上に及ぶ産休明け保育・乳児保育実践の成果を踏まえるとともに、性別役割分担という視点からも問い直されるべきであろう。60年代以降野火のごとく広がりを見せた共同保育所・公立保育園づくりの歴史は、多くの父親の参加なくしてはありえなかったのである。

子育てに追い風の国 フランス

— 家族給付制度と保育学校の両輪 —

大庭三枝

(福山市立大学准教授)



親子行事「小屋づくり」の様子 (octobre保育学校)

フランスの合計特殊出生率は1993年の1.66を境に上昇し、2000年以降は常にEU圏内上位の高さを誇り、経済危機以降出生率が低下したアメリカとは対照的に、現在までほぼ2.0のレベルを維持している。

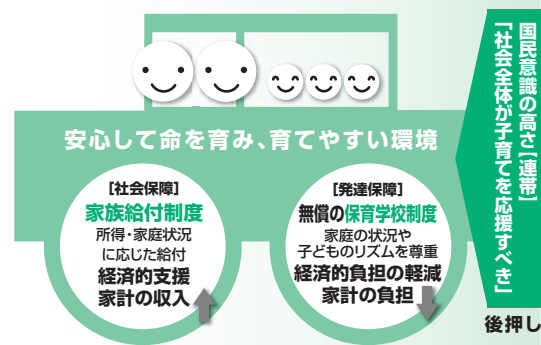
フランスの家族政策は、特に1980年代(ミッテラン政権)以降「女性にとって家庭生活と仕事の両立を可能にする」ことを優先課題としてさまざまな子育て支援策が押し進められ、「連帯」をキーワードとする国民意識がそれを支えてきた。年齢別女性労働力率がM字カーブを描く日本に比べ、20代後半から50代前半の女性の80%が就労しているフランスでは、子育て中の就労女性を取り巻く環境改善に取り組んだ結果、特に30～40代女性の出産が増加し、ヨーロッパ経済が停滞する中でも子どもが生まれる国となっている。

19世紀末に企業経営者主導で始められた「家族手当」は現在、家族形態に応じた多様な給付・手当(乳幼児給付、家族手当、保育方法や就業形態の自由選択手当、特別養育手当、新学期手当、住居手当等)に発展を遂げた。社会保障制度の重要な部門として、この家族給付を扱うCAF(家族手当金庫)は、健保や年金など他の部門から独立して子ども家庭政策財源を確保している。この他、子どもの数に応じた税制上の特典や年金特典に加え、子育て家庭が優遇される「大家族パス」(公共交通機関、美術館・博物館などが割引)など、「子育てしながら働き続けられる」、「経済的に不利益と

ならない」、実生活に即した配慮がシステムとして整備されている。

社会保障制度と並んで、子どもの発達保障としての「保育学校」制度も子育て家庭を支えている。19世紀に起源を持ち、国民教育省が管轄し小学校と接続する保育学校は、義務教育ではないが無償(公立)で、親の就労に関わらず3歳以上は受け入れられる。8時半～16時半までが通常保育(給食・午睡あり)だが延長保育もあり、現在ほぼ全3～5歳児が通っている。前サルコジ政権下ではクラス数・教員数減と縮小傾向にあったが、現オランド政権は幼児期ならではの保育学校の独自性を尊重し、教員増加と2歳児の就学を奨励する教育改革を断行中である。

乳幼児期から学齢期終了まで続く子どもや家庭のリズムを尊重したきめ細かい社会保障ネットワークと、子どもも親も安心して社会生活を踏み出せる保育学校の存在が、子育て支援の両輪となって機能し、それを是とする国民の「連帯」意識が後押ししている。これが、景気に左右されない出生率の秘密なのではなかろうか。



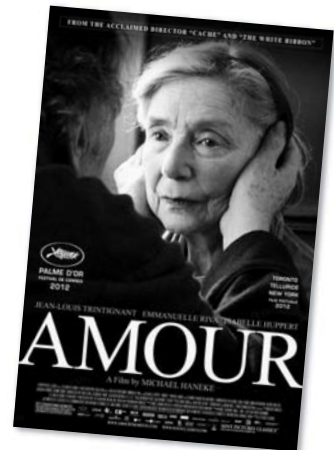
フランスの子育て号(大庭三枝「フランスの子育て支援政策—家族給付と保育学校の両輪—」第63回日本保育学会発表資料, 2010)

老老介護 仏映画『愛 Amour』の提起する問題

大野光子 (愛知淑徳大学名誉教授)

日本が前例のない超高齢社会に向かう今、①高齢者はどう生きるか、②終末期医療・介護にどう対応すべきか、また、③どこで人生の最期を迎えるか、が緊急の課題となっている。高齢者問題は、圧倒的に女性の問題である。プロジェクト研究として、働く女性と保育の問題に取り組んでいる東海ジェンダー研究所でも、高齢者問題を継続して検討しているが、研究とともに、社会的な意識向上に向けた発信を続ける必要があると考えている。

今回は、これを取り扱った最新フランス映画を紹介したい。



世界に共通する高齢化社会の今、人生の最期をどのように迎えるべきかを考えさせる秀逸な映画が公開された。2012年のパルム・ドール賞やアカデミー賞外国映画賞等を受賞したミヒャエル・ハネケ監督の『愛Amour』だ。

冒頭、消防隊員がドアを破りアパートマンに押し入る。窓を開け放ち、鼻を覆いながら室内を探る隊長の視線が向かう先は、花に囲まれベッドに横たわる老女の衰弱死体。異臭は腐乱によるものかガス漏れなのか、疑念はそのままだ、カメラはコンサートホールに移り、ピアノ演奏に聴き入る老夫婦の人生最終楽章が展開される。

主人公は、今も深く愛し支え合う80歳を超えた夫婦。彼らの穏やかな生活は、妻の突発的な発病(頸動脈狭窄症による一時的意識喪失)をきっかけに激変し、老老介護の陥穽に堕ちていく。頸動脈手術が不成功に終わり半身不随になって自宅に戻った妻の「二度と病院には戻さないで」との嘆願を叶えるべく、夫は介護に専念する。だが、現実は一層厳しく、看護師や介護補助員を雇っても、望ましい人材に恵まれることは難しく、長続きしない。結局、妻の生の全責任を負うことになる疲労困憊した夫の姿には、悲壮感が漂う。

食物の嚥下も困難となり、痩せ衰え痴呆状態に陥りつつも自然死を望む妻が水分摂取を拒むとき、夫は初めて厳しい態度を示し、無理にも水を飲みこませる。愛するゆえに死なせて欲しい、愛するゆえに生かしたい。しかし、思いやりに満ちたふたりの望みは

両立しない。妻の激しい痛みを和らげるには、夫が妻の手をさすりながら昔話を聴かせることが唯一の方法。だが急転直下、束の間の安らかな表情を浮かべた妻の顔が殺意を生じさせたのか、夫は枕で妻を窒息死させてしまう。愛を貫こうとすればするほど、妻を最後まで看取ることができないかも知れないという不安が、夫を駆り立てたのか。

妻の葬送の孤独な儀式を済ませ、なぜか入り口ドアなどの目張りも終えて、ベッドに横たわる夫の前に、病む前の妻が現れる。彼女に導かれるまま、夫もアパートマンから外の世界へと歩き出す。これは死に瀕した彼の幻想なのか、そして、冒頭の悪臭の原因も明らかにされないまま、映画は終る。

この老夫婦の悲劇は、彼らが夫婦のみで問題に対処しようとしたところに起因するのではない。会話からは、妻にとって夫のみが心許せる存在であることが伺え、夫は妻との約束を守るため、入院や介護体制への依存のみならず、家族の介入すら拒絶する。離れて住む娘には、濃密な親たちの世界に敢えて踏み込む権利もなければ、全てを引き受ける責務もない。しかし、老夫婦が社会から孤立して介護にあたるのは、大きなリスクだ。知的で経済的余裕があっても、孤立した老老介護は耐えがたい重荷となり、正常な精神状態を保つことができなかった。重要なのは、愛の名のもとに安楽死を容認するような介護体制は、許してはならないということだろう。俳優たちの迫真の名演技を通して、人生最晩年の生と死のありようを考えさせる必見の映画といえる。

報告

東海ジェンダー研究所は以下のような事業を行いました。

後援事業

BG研究会「『卵子提供』を考える——医療機関の調査を素材に——」

建石真公子（法政大学法学部教授）

BG研究会は、2013年3月29日、岡山大学医学部の中塚幹也教授を講師にお迎えし、標記のテーマで研究会を開催しました。「卵子提供」とは、疾病（ターナー症候群、腫瘍等）などにより自らの卵子によって妊娠することのできない女性に、他の女性からの卵子提供により妊娠を可能とする不妊治療です。今年初め、民間で卵子提供を扱う機関が設立され、卵子提供者の募集を開始するという報道がなされ、現実には卵子提供は不妊治療として開始されています。しかし、提供卵子による出産の安全性、出産した女性と子の親子関係、子の出自を知る権利、卵子提供者の情報保存機関の欠如、諸外国でみられるような「卵子売買」の危険性など、法制度の不備による危険性が多々指摘されています。

中塚教授は、昨年、400以上の医療機関に対して凍結受精卵及び配偶子（卵子、精子）の凍結保存の調査をする中で得られた卵子提供の統計をもとに、疾病の治療としての卵子提供には倫理上問題がないとする機関は40%、実際に実施している機関は約10%、また疾病以外に遺伝疾患、中高年、同性愛者等に対する卵子提供も少数だが実施されていると指摘されました。質疑は、治療の観点と商業化や優生学の観点との間の境界設定の難しさ、卵子提供について、個人（患者）の立場、社会における生命の扱いかたや他者の人権の立場、それぞれ見方が異なること、さらに医学研究において受精卵などを入手する方法の不明確性など、多様な角度から行われました。

BABY ☺

第9回 働く女性のカフェ

経済成長は必要なのか？—— 私たちが求める社会とは

第8回の働く女性のカフェ『原発をめぐる神話と真実』では、原発がいかに危険な存在であるかを学びました。その後自民党政権が復活し、脱原発では経済成長が阻害されるという風潮が強まってきました。しかし、そもそも経済発展・経済成長は本当に必要なのでしょうか。資本主義経済はいつまでも右肩上がり成長し続けるものなのでしょうか。

そうした疑問に答えるべく第9回働く女性のカフェでは『経済成長は必要か— 私たちの求める社会とは—』と題し、経済学者である安川悦子さんに経済の基本的理論についてお話をいただきました。経済成長への疑問に対する関心は予想以上に高く、参加者は40名を越えました。

安川さんからは、18世紀後半にイギリスで生まれた「資本主義」経済学の基本から、現在の「ポスト開発」

「脱成長デクロワサンス」の経済学までを分かりやすくお話いただきました。19世紀の経済学者がすでに、いずれ資本主義経済は発展が止まり、今日と同じ状態が明日も続くという「定常状態」になることを予測しており、それが現状にぴったりと符合します。では、この定常状態の中で次に指針とすべきは何か。それは地域に根差した日常活動の中で行われる小さなオルタナティブな経済学の実践、地道な経済生活の革命的運動ということでした。その後の質疑応答では、これからの実践について、いろいろと意見が出されました。そして、オルタナティブ経済学の提唱者であるラトゥーシュの、「言葉で伝えるより実行で示せ『まず実践しろ』」という言葉にうなずく人が多かったように思いました。

（ワーキング・ウーマン 伊藤）



平成25年度 事業計画

1 ジェンダー問題に関する調査・研究

平成24年度に立ち上げた研究所主催の「プロジェクト研究」を継続し、月1回程度、定期的に研究会を開催する。平成26年度を目途に研究成果を公表する。

＜研究テーマ＞

「雇用労働と子育て」におけるジェンダー差別構造とその解体をめぐる研究

— 養育の社会化をめぐる —

5 各種事業への共催及び後援

他団体から申し出があれば、検討の上、共催事業の開催、事業の後援を行う。

2 ジェンダー問題に関する研究への助成

- (1) 若手研究者を対象に個人研究助成の研究計画を公募し、審査を通った研究者に助成を行う。
- (2) 団体研究助成の研究計画を公募し、審査を通った団体に助成を行う。

いずれも募集期間 平成25年4月15日～5月31日

6 セミナー室の貸出

ジェンダー問題に関する研究会・研修会のため、登録団体にセミナー室を貸し出す。

3 ジェンダー問題に関する講演会、シンポジウム等の開催

- (1) ジェンダー問題に関する「講演会」又は「シンポジウム」を開催する。
- (2) 個人助成受託者報告会を開催する。
- (3) 「働く女性のカフェ」を「ワーキング・ウーマン」との共同企画により、年1～2回開催する。
- (4) 賛助会員の交流の場として、「賛助会員のつどい」を開催する。

7 ジェンダー問題に関する資料・文献の収集と情報提供

- ・研究図書・ジェンダー問題研究推進に必要な図書等の購入
- ・研究動向・研究情報ニュースの収集（関係諸機関との提携等による）

4 年報及びニュースレターの発行

- (1) 年報『ジェンダー研究』第16号を発行する。構成は、依頼論文・公募論文などとする。
- (2) ニュースレター『LIBRA』No.48、No.49、No.50を発行する。

8 男女共同参画を目的とした会議への参加

- ・「名古屋市男女平等参画推進会議」（イコールなごや）に継続参加する。
- ・「公益財団法人あいち男女共同参画財団」（ウィルあいち）の運営に参加する。

INFORMATION

お知らせ 多くの方々の参加をお待ちしています。

個人助成受託者報告会

日 時:7月21日(日)13:00~17:00
会 場:東海ジェンダー研究所 セミナー室
(名古屋市中区金山1-9-19ミズノビル6F)

2012年度の個人研究助成を受けた
若手研究者4名が研究成果を報告します。

第10回 働く女性のカフェ

日 時:9月22日(日)13:30~16:00
会 場:東海ジェンダー研究所 セミナー室
(名古屋市中区金山1-9-19ミズノビル6F)
テーマ:女性が働き続けるために〜育児編〜
保育園長やワーキングマザーの話を軸に展開します。

2013年度 講演会

グローバル社会におけるコミュニティと女性の役割
講 師:浜 矩子 氏(同志社大学大学院ビジネス研究科教授)
日 時:11月27日(水)午後
会 場:名古屋都市センター ホール
(名古屋市中区金山町1-1-1金山南ビル11F)
※申込受付は10月より

2013年度 シンポジウム

「養育の社会化」に関するシンポジウムを
12月中旬に予定しています。
※詳細については決まり次第お知らせします。

公益財団法人東海ジェンダー研究所

2013年度役員名簿

役職名	氏 名	所 属	役職名	氏 名	所 属
理 事	新井美佐子	名古屋大学大学院准教授	評議員	大野 光子	愛知淑徳大学名誉教授
理 事	井上 輝子	和光大学名誉教授	評議員	奥田 祐子	元愛知県職員
理 事	河村 貞枝	京都府立大学名誉教授	評議員	杉本貴代栄	金城学院大学教授
理 事	近藤 薫	公益財団法人愛知公園協会理事長	評議員	田中真砂子	お茶の水女子大学名誉教授
業務執行理事	中田 照子	愛知県立大学名誉教授	評議員	辻本 忍	元名古屋市女性会館 女性情報提供指導員
代表理事	西山 恵美	元愛知学泉大学教授	評議員	別所 良美	名古屋市立大学教授
理 事	日置 雅子	愛知県立大学名誉教授	評議員	本多英太郎	愛知県立大学名誉教授
理 事	安川 悦子	元福山市立女子短期大学長 名古屋市立大学名誉教授	評議員	吉村 幸子	前財団法人広島県女性会議理事長
理 事	吉田 啓子	名古屋経済大学名誉教授	顧問	水田 珠枝	名古屋経済大学名誉教授
監 事	高井 直樹	税理士	(所属は2013年4月1日現在)		
監 事	島 圭子 (通称島けい子)	税理士			

賛助会員を募集しています。

賛助会費 年間 1,000円
振 込 先 郵便振替口座 00820-0-77338
公益財団法人東海ジェンダー研究所

- * 会員の皆様には当研究所の年報『ジェンダー研究』やニュースレター『LIBRA』、講演会などの事業のご案内をお送りします。
- * 当研究所は公益財団法人の認定を受けており、会費及び寄付については税法上の優遇措置があります。

編集後記

「少子化危機突破」のための「三年間抱っこし放題」、女性手帳は消えたけれども、合計特殊出生率1.41では人口は確実に減少する。人口減少を前提に社会システムの再構築を議論するべき時なのではないでしょうか。(k k)

LIBRA

公益財団法人 東海ジェンダー研究所
〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル5F
TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592
E-mail info@libra.or.jp http://www.libra.or.jp/